

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 28 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 11 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	642,000 513,600	一括	128,400	10,732	0
1	588,000				
2	54,000				
	</				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 1 0 9 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 7 3 1 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 1 3 2 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 6 7 . 1 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 9月17日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1, 2】

本件土地につき、下記の売却対象外の建物（いずれも未登記、家屋番号なし）のために法定地上権が成立する。

記

(1) 種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約81.15平方メートル

(2) 種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約37.49平方メートル

(3) 種 類 物置・便所

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約16.52平方メートル

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

なし



《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 109番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 731.94平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 132番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 67.10平方メートル |



令和 8年(ヌ)第 10号
令和 8年 3月16日受理
令和 8年 5月15日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 佐 藤 俊 也 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 109番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 731.94平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 132番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 67.10平方メートル |



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	未実施
土 地	物件 1, 2
現 況 地 目	☒ 宅地（物件 1, 2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に下記目的外建物を所有し、占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	物件 1, 2 は、下記目的外建物（未登記建物 3 棟）の敷地（一画地）として使用されている。 物件 1, 2 の土地上の未登記建物（未登記建物 1 ～ 3）につき、立入調査の結果及び仙台法務局塩竈支局において登記記録等を調査した結果並びに登米市役所税務課から交付された資料等からいずれも未登記の建物であると認定した。 物件 1, 2 は、南西側で県道（河南登米線）に水路敷を介して接しており、同水路敷にはコンクリート橋が架けられているが、同水路の占用許可等の有無については不明である（評価人が登米市建設総務課から聴取）。 物件 1, 2 に引き込まれている上水道につき、上水道本管から分岐する私設管によって、北西側隣地（1 3 3 番 2）に上水道が供給されているが、隣地所有者との取決め等は不明である（評価人が登米市水道施設課から聴取）。
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年（ ）第 号 平成 年 月 日
建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況 (物件1, 2関係)		
1	所 在	登米市豊里町八反109番, 132番2
	家 屋 番 号	■ない (未登記) □
	種 類	■居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 □
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積 (概略)	81.15㎡ (公課証明書記載数量)
	所 有 者	■土地所有者 □その他の者 () □不明
	建 築 時 期	■平成25年ころ □不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者 () ■不明
その他の事項		
2	所 在	登米市豊里町八反109番, 132番2
	家 屋 番 号	■ない (未登記) □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 ■物置
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積 (概略)	37.49㎡ (公課証明書記載数量)
	所 有 者	■土地所有者 □その他の者 () □不明
	建 築 時 期	■昭和13年ころ □不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者 () ■不明
	その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用(複数))

目的外建物の概況(物件1, 2関係)		
3	所在地	登米市豊里町八反109番, 132番2
	家屋番号	☒ ない(未登記) ☐
	種類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物置・便所
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積(概略)	16.52㎡(公課証明書記載数量)
	所有者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者() ☐ 不明
	建築時期	☒ 昭和35年ころ ☐ 不明
	建築者	☐ 現所有者 ☐ その他の者() ☒ 不明
その他の事項		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本件所有者に対し、調査期日通知及び書面照会書を送付したが、調査期日に同人の立会はなく、相当期間が経過しても回答等はなかった。
- 立入調査の結果及び登米市役所税務課から交付された資料等から、本件物件の占有状況等につき、本報告書2枚目のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月23日 (月) 11:00-11:10	仙台法務局塩竈支局	全部事項証明書受領 (物件1, 2登記中)
8年3月25日 (水) 11:10-11:20	仙台法務局塩竈支局	※物件1, 2登記中
8年3月26日 (木) 13:30-13:40	仙台法務局登米支局	※物件1, 2登記中
同 日 15:30-15:40	物件所在地	物件確認 写真撮影
8年3月31日 (火) 11:30-11:40	仙台法務局名取出張所	※物件1, 2登記中
8年4月1日 (水) 10:30-10:40	仙台法務局塩竈支局	※物件1, 2登記中
8年4月2日 (木) 11:00-11:10	仙台法務局塩竈支局	※物件1, 2登記中
8年4月3日 (金) 11:00-11:10	仙台法務局塩竈支局	※物件1, 2登記中
8年4月7日 (火) 10:50-11:00	仙台法務局塩竈支局	※物件1, 2登記中
8年4月9日 (木) 16:30-16:40	仙台法務局登米支局	全部事項証明書受領 (物件1, 2)
8年4月14日 (火)	執行官室	所有者に対し, 調査期日通知及び書面照会書送付
8年4月23日 (木) 15:00-15:45	物件所在地	立入調査 占有調査 写真撮影 (評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

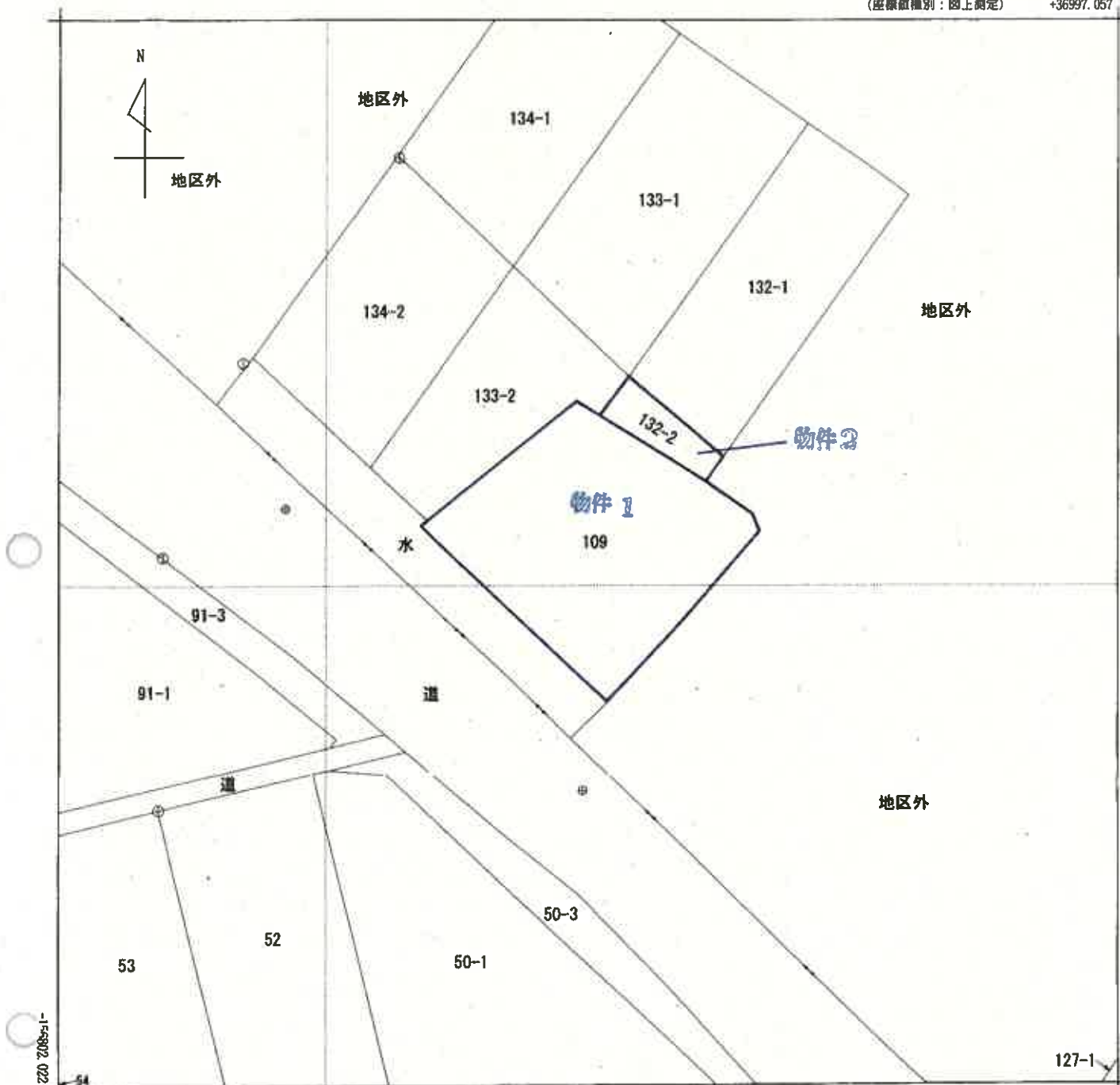
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

法第14条地図

(座標値種別：図上測定)

+36997.057

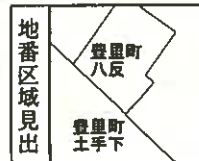
-156576.022



+36872.057

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(iwatemiya2008.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。



A 登里町八反

A4判に縮小

請求部	所在	登米市登里町八反				地番	109番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和54年11月			備付年月日(原図)	昭和57年10月1日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局登米支局管轄)

令和8年1月20日

東京法務局品川出張所

地図整理番号：M86577

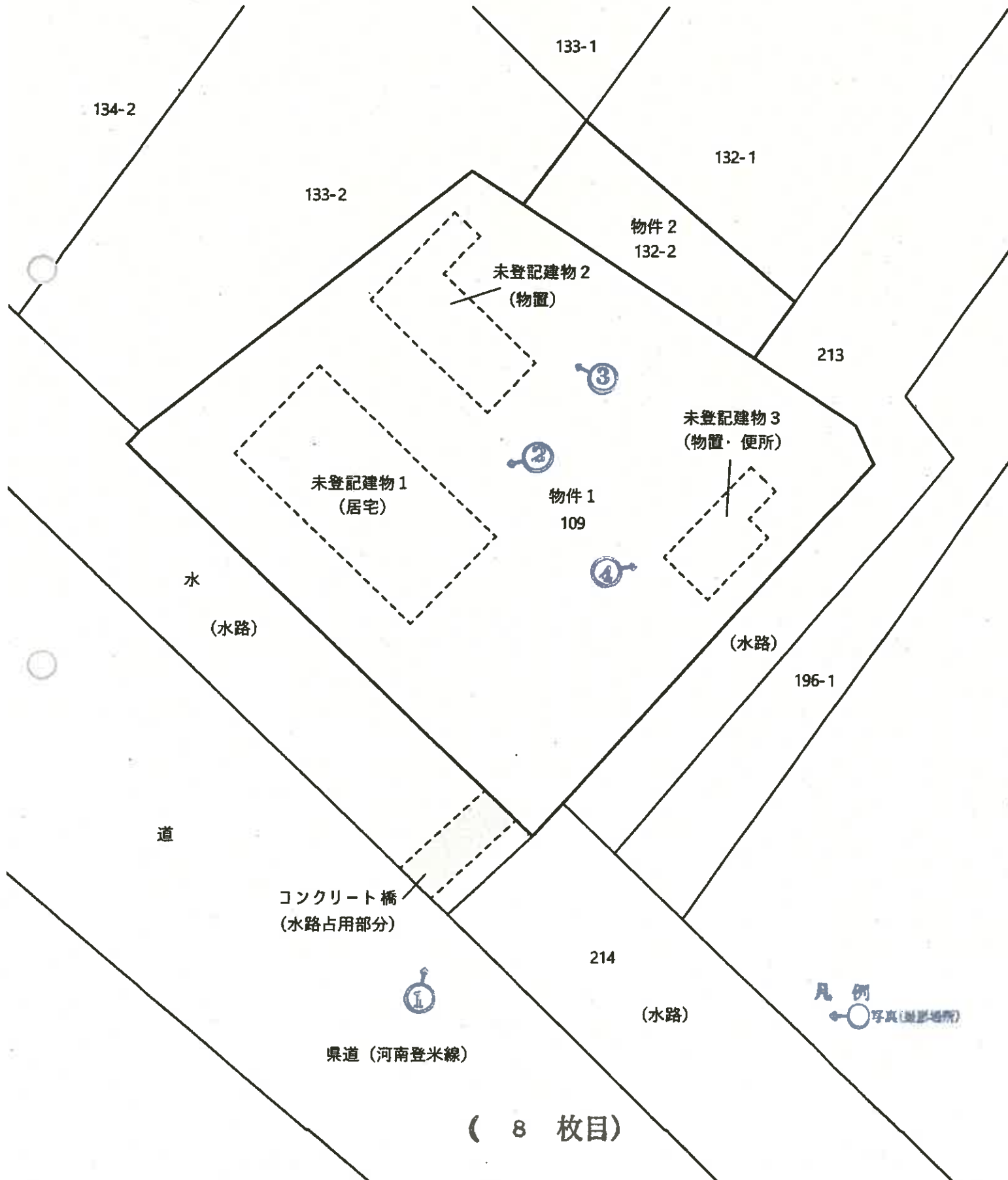
登記官

(1/1)

(7 枚目)

土地建物位置関係図

S = 1 : 250



写 真 1

県道

水路

物件 1, 2

コンクリート橋



写 真 2

目的外建物（未登記建物 1）



写 真 3

目的外建物（未登記建物2）



写 真 4

目的外建物（未登記建物3）



令和8年（又）第 10 号
令和8年4月23日 現地調査
令和8年5月18日 評 価

仙台地方裁判所 第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 右 田 貴 紳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 642,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 588,000 円
物件2 (土地)	金 54,000 円

1. 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
番号	特 記 事 項		
1	物件1上には、下記の目的外建物(未登記)が存する。 (目的外未登記建物1) 種 類 : 居宅 構 造 : 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 : 81.15㎡(公課証明書記載数量) 新 築 時 期 : 平成25年頃 (目的外未登記建物2) 種 類 : 物置 構 造 : 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 : 37.49㎡(公課証明書記載数量) 新 築 時 期 : 昭和13年頃 (目的外未登記建物3) 種 類 : 物置・便所 構 造 : 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 : 16.52㎡(公課証明書記載数量) 新 築 時 期 : 昭和35年頃		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等(物件1・2)

位 置 ・ 交 通	JR気仙沼線「陸前豊里」駅の北東方・道路距離約1.4km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件が存する地域は、登米市豊里地区の県道河南登米線沿いに農地が広がるなかに農家住宅・事業所等が散在する地域であり、市中心部や商業施設から離れ、住宅地としての利便性及び快適性はやや劣る。登米市が公表する「洪水ハザードマップ」によれば、近隣地域は土砂災害警戒区域等の指定は無いが、洪水浸水想定区域(浸水深:0.5m未満)に指定されている。 地域内における標準的画地は、規模500㎡程度(間口約20m、奥行約25m)の長方形地であり、標準的使用は農家住宅の敷地と判定した。	
各種公共公益利便施設への道路距離	豊里総合支所: 約650m ウジェスーパー 中津山店: 約8.6km 市立豊里小中学校: 約800m	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 指定なし 指定: 70% 指定: 200% なし —
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街 路 接 面 状 況 そ の 他	799.04㎡ (2筆合計) 約29m×約29m 不整形 地内は概ね平坦 中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	南西側幅員約10.5m、舗装県道(建築基準法第42条1項1号)、水路敷を介してほぼ等高に接面	
土 地 の 利 用 状 況	目的外未登記建物の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上水道 あり 下水道 なし ガス配管 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

埋蔵文化財の有無	文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。
特 記 事 項	1) 目的土地の南西側には、県道との間に水路が介在し、当該水路上に県道に至る幅約2.3mのコンクリート橋が架けられているが、登米市建設総務課への聴聞によれば、水路の占用許可及び占用使用料の支払の履歴は確認できなかった。 2) 目的土地上に存する件外建物(未登記建物1)について、宮城県東部土木事務所への聴聞によれば、建築基準法第43条に規定される接道義務を充足していないことから、建築確認(平成24年10月4日付)の際に同法第43条第2項第2号の許可を得ているとのことであった。 3) 登米市水道施設課への聴聞によれば、目的土地に引込まれている上水道本管から分岐する私設管によって、北西側隣接地(133番2外)に上水道が供給されているとのことであったが、隣接地所有者との取決め等は不明である。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	土地価格 (円) ア×イ×ウ
1	4,580	0.78	731.94	2,615,000
2	4,580	0.78	67.10	240,000
建付地価格の合計額				2,855,000

ア. 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価公示標準地【登米-9】

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 9,150円/㎡ × 99.2/100 × 100/100 × 100/198 = 4,580円/㎡

◇時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 地域において標準的 +0% (1.00)

◇地 域 格 差 : 道路の幅員及び系統連続性 △5% (0.95)

最寄駅・商業施設等への接近性 +1% (1.01)

土地利用度・周辺利用状況 +100% (2.00)

供給処理施設の状態 +3% (1.03)

相乗積 198% (0.95 × 1.01 × 2 × 1.03 ≒ 1.98)

イ. 個別格差 : 形状 △2% (0.98)

接道状況(水路が介在) △20% (0.80)

相乗積 78% (0.98 × 0.8 ≒ 0.78)

ウ. 地 積 : 登記簿数量による。

2. 評価額の判定

前記により求めた土地価格から目的外未登記建物のための土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	土地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	2,615,000	1.00	0.25	法定地上権	654,000
2	240,000	1.00	0.25	法定地上権	60,000
土地利用権等価格の合計額					714,000

イ. 土地利用権等の及ぶ範囲: 目的外未登記建物の配置状況等を考慮のうえ、上記のとおりと判断した。

ウ. 土地利用権等割合: 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額

番号	土地価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,615,000	- 654,000	1.00	0.50	0.60	588,000
2	240,000	- 60,000	1.00	0.50	0.60	54,000
一括価格(合計)						642,000

ウ. 占有減価修正: 修正の必要はないものと判断した。

エ. 市場性修正: 目的物件上に目的外未登記建物があり、有効利用が阻害されることを考慮すれば、需要者が相当程度限定されると判断されることから、△50%(0.50)の修正を行った。

オ. 競売市場修正: 「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地【登米-9】

所 在 : 登米市豊里町小口前167番2
価 格 : 9,150円/㎡
位 置 : JR気仙沼線「陸前豊里」駅の北東方道路距離約1.2km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 334㎡
供 給 処 理 施 設 : 水道・下水道
接 面 街 路 : 西側約5.7m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
用途地域指定なし(建ぺい率70%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の多い県道背後の住宅地域

第7 附属資料

1. 位置図(国土地理院地図)
2. 法第14条第1項地図写
3. 土地建物位置関係図

以 上

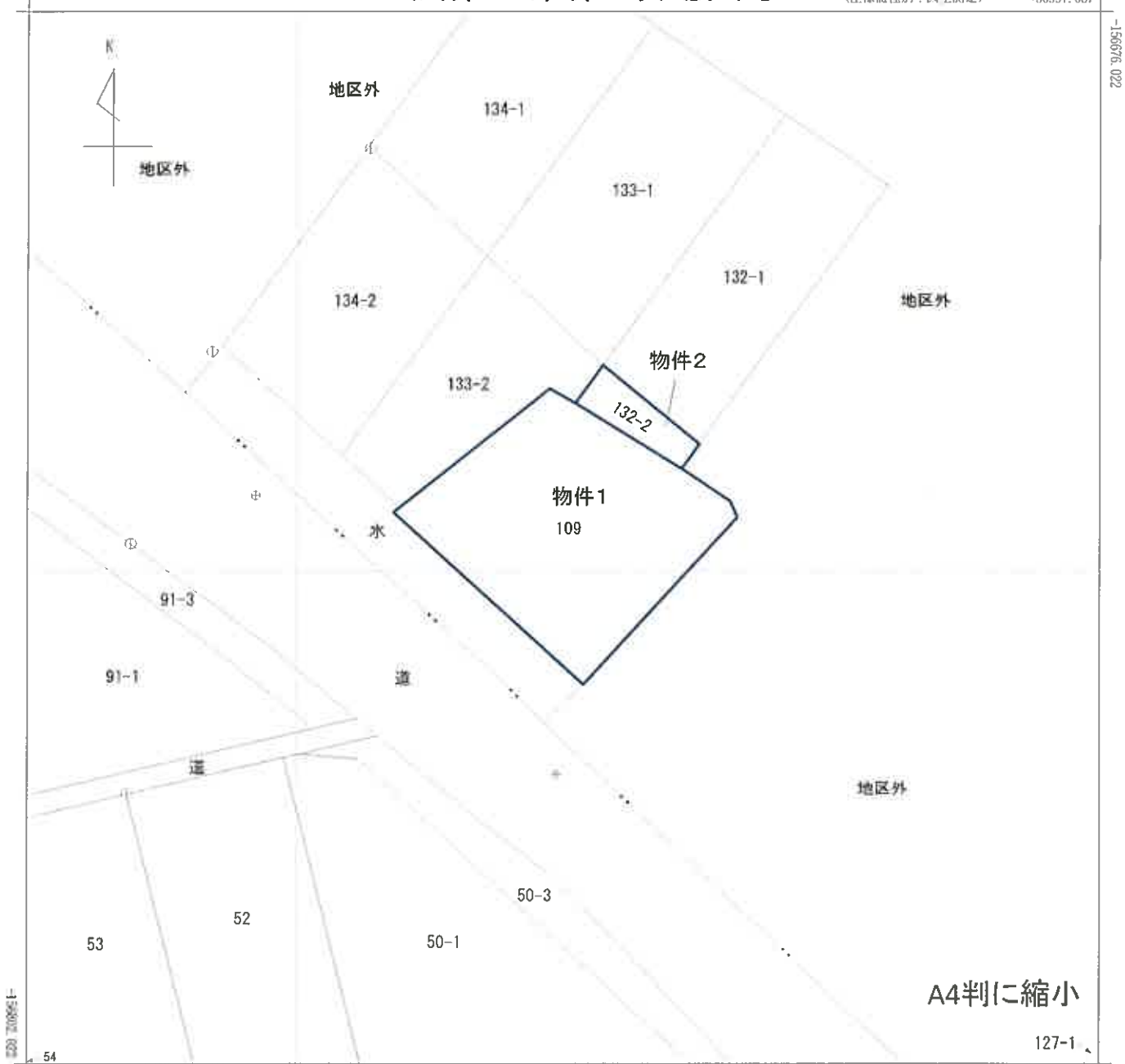
令和 8 年（ヌ）第 10 号

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 109番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 731.94平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 登米市豊里町八反 |
| | 地 | 番 | 132番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 67.10平方メートル |

法第14条第1項地図写

(座標値種別：図上測定) +36997.057



A4判に縮小

127-1

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(iwacmiyagi2008.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。

地 番 区 域 見 出	豊里町 八反
	豊里町 土手下

豊里町八反

請 求 部	所 在	登米市豊里町八反				地 番	109番			
出 力 尺	1/500	精 度 区	甲 三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和54年11月				備 付 年 月 日 (原 図)	昭和57年10月1日		補 記 事 項		

土地建物位置関係図

S = 1 : 250

